

第章

緑の基本計画とは

第 章では、周南市が緑の基本計画を策定する主な目的や、策定するために市民の方々とともに取り組んだ内容について示しています。

- 1.緑の基本計画の背景と目的
- 2.緑の役割
- 3.緑の基本計画の策定について

第一章 緑の基本計画とは

1.緑の基本計画の背景と目的

近年の地球温暖化をはじめとする環境問題への関心の高まりや、自然とのふれあいに対する人々のニーズに応え、快適でうるおいのある生活環境を形成するため、緑の保全や創出に関する長期的な方針が必要となっています。また、少子高齢化社会の到来や、災害に強いまちづくりの一層の推進等、緑を取り巻く社会背景が大きく変化しています。そして、心の豊かさやゆとり、癒し、美しい景観といった様々な効果を有する緑の役割が今まで以上に期待されています。

周南市では、平成17年3月に、「ひと・輝きプラン 周南(周南市まちづくり総合計画)」を策定し、『私たちが輝く元気発信都市 周南』を将来像として、市民の皆さんとともに心豊かに、快適に、安心して、生き生きと暮らせるまちづくりを進めてきました。

こうした社会的背景や周南市のまちづくりへの取り組みを踏まえつつ、市民と行政の協働による"水と緑の美しいまち"の実現に向け、緑とオープンスペースの保全と整備、そして活用を計画的に進めることを目的として、緑に関する総合的な取り組みと施策の方針を示す「周南市緑の基本計画」を策定することとなりました。



【市役所前のクスノキ(市の木)】

緑をとりまく社会動向

地球環境問題

都市における緑は、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保等、身近な環境から地球規模まで、様々な環境問題に対応していく上で大きな役割が期待されています。

人口減少と高齢化社会

急速に少子高齢化が進展し、人口が減少する時代を迎え、社会保障費の負担増大等により社会資本整備に対する財政的制約も一層強まることが考えられます。このため、重点的・効率的な社会資本整備や、維持・管理費の増大も視野に入れた既存ストックの有効活用、さらには民間事業者やNPO等の多様な主体の活用等が求められています。また、高齢者をはじめ、全ての人の暮らしを快適にするユニバーサルデザインによる環境づくりへの要望がますます高まっています。

豊かな地域づくり

緑豊かな美しい自然環境は、自然と人々の豊かなふれあいやゆとりある生活の基盤となるものであり、これらを健全な状態で次の世代に引き継いでいくことが重要な課題となっています。また、地域コミュニティの醸成や、地域文化と密接に関連している自然資源、歴史資源、文化資源を共有し、継承していくことが望まれています。そして、緑とオープンスペースを活用した、地域の活性化や地域間の交流・連携が求められています。

都市再生

近年、ゆとりとうるおいに欠ける市街地や災害に弱い都市構造の改善等、都市の再生が求められています。また、都市の環境インフラとして、緑とオープンスペースは都市再生に重要な役割を果たすことから、都市に残された貴重な自然環境の保全を図るとともに、都市化の進展の過程において消失した緑については、長期的な視点に立ち再生・創出を図ることが求められています。

2.緑の役割

緑は、人々の潤いのある生活・営みの創出の中で、美しい景観を構成する空間的な役割だけでなく、地域の歴史・風土、生活文化の形成、人々の心身の健康の増進といった、豊かで質の高い生活を送るために重要な役割を担っています。

緑の役割を整理する上で、次に示すとおり、環境保全、レクリエーション、防災、景観といった4つの系統に分類した緑の6つの役割に着目し、これらに配慮した計画を策定します。

【環境保全系統】

『うるおいのある都市環境・ 生活環境の創出』

緑は、大気汚染や騒音、振動の緩和・改善に効果を発揮し、うるおいのある都市環境の創出に重要な役割を担います。また、心理的効果によるストレスの軽減等、人々の心身を癒し、ゆとりや安らぎを与えています。

地球規模では、蒸散作用等による地 表面の高温化の防止・改善といった気 象緩和や、二酸化炭素の吸収源として 地球温暖化を抑制し地球環境の改善 に寄与しています。 『野生生物の生息・ 生育環境の確保』

緑は、野生生物の生息・生育環境、 生態系の基盤を形成し、生物の多様性 を確保しています。そして、将来の世 代への財産となる、生物資源を保全 し、生命を育む役割を担います。

特に樹林地や農地、河川等の骨格となる緑と地域に点在する身近で小規模な緑が、まとまりやつながりを持つことにより、ビオトープネットワークが形成され生物の多様性が確保されます。

【レクリエーション系統】-

『スポーツ・レクリエーション、 自然とのふれあいの場の形成』

緑は、人々の健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等様々な余暇活動の場として重要な役割を担います。

都市で暮らす住民にとっては、身近な自然とふれあえる場となり、環境教育や自然体験の場として、将来を担う子どもたちが健全に成長するうえで欠くことのできない存在です。また、様々な地域活動の場として利用されることにより、地域内での交流促進が期待できます。

【防災系統】

『都市・地域の防災性の向上』

緑は、震災・火災時の延焼を防ぎ、 避難地・避難路等の避難空間となり、 都市の防災性、防災機能を向上させる 役割を担います。

特に、規模の大きな都市公園は、震災時等における広域的な避難地として、被災後の救援・救護の拠点となる貴重なオープンスペースとなる等、広域的な都市の防災計画において重要な役割を担います。

【景観系統】

『美しい景観の形成』

緑は、都市や地域における美しい景観の基盤となり、人々の生活、自然、 気候、風土と一体となって形成される ものです。

周南市では、市街地を取り囲む山林 と美しい瀬戸内海、地域のシンボルと なる永源山公園や徳山公園等の都市 公園、市街地内の貴重な樹林地となる 西緑地、自然で雄大な樹形が特徴の御 幸通の街路樹等が、市街地周辺におけ る魅力的な景観を創出しています。

『地域固有の歴史・文化の継承』

緑は、地域の歴史・文化的遺産と一体となって、地域の活力や魅力、観光振興によるにぎわいの創出に寄与する役割を担います。

緑と一体となった地域の個性と伝統は、地域住民の愛着と、内外の人々が訪れたいと思う魅力を引き出します。そして、自然と歴史・文化に根ざした、活発な地域間交流・連携が展開されることが期待できます。

【環境保全系統】

- ①うるおいのある都市 環境・生活環境の創出
- ②野生生物の生息・ 生育環境の確保

【レクリエーション系統】

- ③スポーツ・レクリエーション、 自然とのふれあいの場の形成
- 4つの系統

6つの役割

【防災系統】

②都市・地域の防災性の向上

【景観系統】

- ⑤美しい景観の形成
- ⑥地域固有の歴史・文化の継承

【4つの系統と6つの役割】

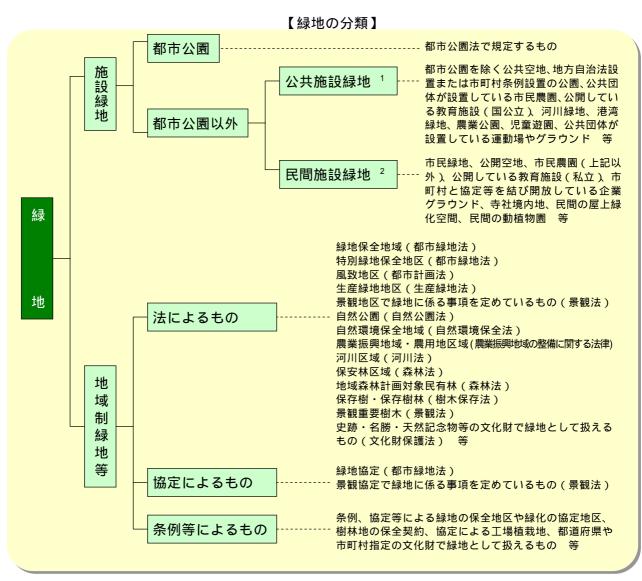
3.緑の基本計画の策定について

3 - 1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき策定するもので、都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画です。

具体的には、緑地の保全及び緑化の目標、それを実現するための施策に関する事項を 定め、緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備などを総合的に進めていくための指針 となります。

緑の基本計画では、次の分類に示すような周南市内の公園・緑地や、森林、河川や水面、道路、官公庁等の公共施設の植栽地、民有地の樹木等を含めた緑とオープンスペースを計画の対象として位置づけます。



- 1:公共施設緑地とは都市公園以外の公有地または公的な管理がされており、公園緑地に準ずる機能を持つ施設。なお、街路樹や学校、その他の公共公益施設における植栽地は緑地に含めない。
- 2:民間施設緑地とは民有地で都市公園に準ずる機能を持つ施設。 具体的には以下を踏まえ、計画に位置づける場合は実状にあわせて適宜判断する。
 - · 公開しているもの
 - ・ 500 ㎡以上の一団の土地で、建ペい率がおおむね 20%以下のもの
 - ・ 永続性の高いもの

3-2 計画対象区域

周南市全域を対象としますが、都市公園の配置等については、都市計画区域を対象に 検討します。

緑の基本計画は、都市緑地法・都市計画法に基づく土地利用の制限や都市公園の整備等、主として都市計画区域内において講じられる緑の保全及び緑化の推進に関する措置を、総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

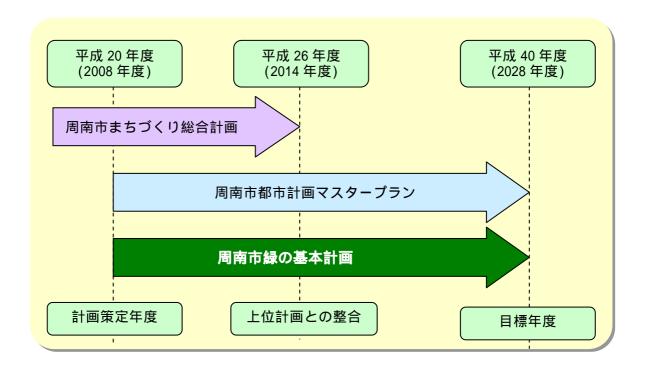
周南市においては、新市における一体感の醸成や他法令との連携による緑の保全、全市的に緑化を推進する観点から、周南市全域(65,692ha)を対象とします。

なお、都市公園の配置や、自然環境・景観保全にかかる諸施策の指定については、都市計画区域(25,067ha)を対象に検討します。

面積は平成20年3月31日現在

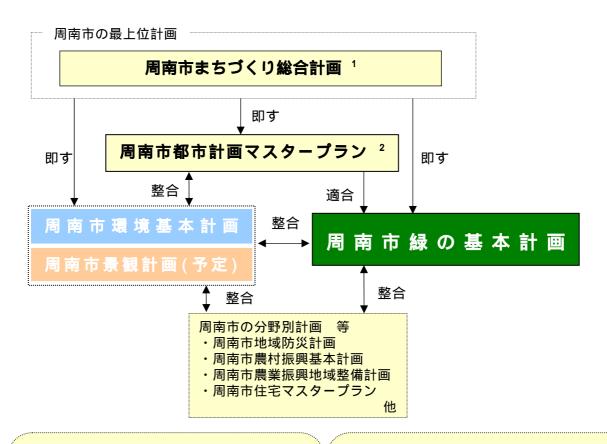
3 - 3 計画期間

本計画の期間は、都市計画マスタープランと整合を図り、計画初年度(平成 20 年度)から概ね 20 年後の平成 40 年度までとします。また、「周南市まちづくり総合計画」との整合を図るため、この目標年次である平成 26 年度に必要に応じて見直しを検討します。



3 - 4 計画の位置づけ

周南市緑の基本計画は、「周南市まちづくり総合計画」 ¹及び「周南市都市計画マスタープラン」 ²における基本理念に即するとともに、「周南市環境基本計画」や今後策定予定の「周南市景観計画」等と整合した内容となります。



周南市まちづくり総合計画

[将来都市像]

『私たちが輝く元気発信都市 周南』

[基本理念]

市民の視点に立ったまちづくりの推進 市民と行政の協働によるまちづくりの推進 各地域の特性を生かしつつ新たな発展を促す まちづくりの推進

〔まちづくりの目標〕

心豊かに暮らせるまちづくり 快適に暮らせるまちづくり 安心して暮らせるまちづくり 生き生きと活躍できるまちづくり ともに活躍できるまちづくり

周南市都市計画マスタープラン [基本理念]

『美しい自然と活力ある産業が調和し快適・安全に 暮らし健やかで心豊かにすごせるまち』 ~市民と協働のまちづくり~

[将来の都市像]

市街地の拡散抑制と都市機能が集積された都市 産業基盤が強化された都市 広域及び市内ネットワークが強化された都市 みんなが安心安全に暮らせる都市 地域の個性と魅力が創出された都市 市民協働により取り組む都市

- 1:周南市のまちづくりの最上位計画であり、周南市の将来像、まちづくりの基本理念と基本方向、施策の大綱を明らかにしたもの。
- 2:周南市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、より地域に密着した見地から、土地の利用のあり方や道路、公園、下水道等の整備のあり方を定めるもの。

3-5 計画策定作業の流れ

第 章 緑の基本計画とは 章 周南市の緑の現状と課題 1.緑の基本計画の背景と目的 1. 周南市の特性 2. 周南市の緑の状況 2.緑の役割 うるおいのある都市環境・生活環境の創出 野生生物の生息・生育環境の確保 スポーツ・レクリエーション、自然との ふれあいの場の形成 3.緑に関する市民の意向 都市・地域の防災性の向上 市民アンケート 美しい風景・景観の形成 市民ワークショップ(全体) 地域固有の歴史・文化の継承 市民意向からみた課題 3 . 緑の基本計画の策定について 4.緑の保全・創出に向けた課題 緑の都市づくりの目標と方針 1.基本理念 『ともに育てよう 水と緑の美しいまち 周南』 3.基本方針 2.緑の将来像 人と自然がともに暮らせるうるおいのあるまちづくり 自然とふれあい健康で快適に暮らせるまちづくり 災害に強く安心・安全に暮らせるまちづくり 地域の個性や資源を大切にした美しいまちづくり 4.緑地の確保目標水準 市民協働による地域間の連携がとれた活力のあるまちづくり 章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策 都市の骨格となる緑の保全 自然環境との共生に配慮した緑の保全、育成 利用者の多様なニーズに対応した緑づくり 身近なオープンスペースの確保 緑によるうるおいのあるまちなみの創出 第 章 緑化重点地区 安心・安全に暮らせる緑の創出 緑をいかした市街地のイメージアップ 地域の個性や資源の保全・活用 永源山公園周辺地区 協働による緑のまちづくりの推進 中心市街地周辺地区 緑を守り、増やすための人づくり 周南緑地周辺地区 第 章 地域別緑の配置方針 1.都心部地域 2. 西部地域 3. 北西部地域 4. 東部地域 5.島しょ部地域 6.北部地域 7.中山間部地域

3-6 計画策定への取り組み

本計画を策定するにあたり、16歳以上の市民へのアンケートや将来の都市づくりを担う中学生へのアンケート、小学生へのポスター募集、地域住民によるワークショップを実施し、広く市民の皆さんからの意見をお伺いしながら、公募による市民や市民団体、学識経験者等で構成する策定委員会で策定しました。

策定委員会

策定委員会は、学識経験者(2名) 各種団体(5名) 市民団体の代表(4名) 公募による市民代表(4名) 関係行政団体(2名) 周南市の代表(3名)による合計20名で構成されます。

平成 19 年 2 月から、平成 20 年 6 月まで計 5 回開催し、計画案の内容について協議していただきました。



【策定委員会】

アンケート調査

アンケート調査の実施により市民の意向を把握しました。

市民アンケートは、平成19年2月に、市内に在住する16歳以上の市民3,000人を対象にして実施しました。(以下「市民アンケート」という。)

中学生アンケートは将来の周南市のまちづくりを担う中学2年生(平成 19 年2月時点)749人に協力を頂きました。(以下「中学生アンケート」という。)

企業アンケートは「周南総務会」に所属する製造関係の事業所を主とした 18 社に協力 を頂きました。(以下「企業アンケート」という。)

アンケートの結果の概要は P44~〔3.緑に関する市民意向〕に掲載しています。

ポスター募集

市内の小学校に協力いただき、平成 19 年度の 夏休みの課題として、まちづくりに関するポス ターを募集しました。応募作品数は 211 作品(学 校推薦作品は 99 作品) でした。

ポスターの入選作品は表紙及び各章の表紙に掲載 しています。



【募集ポスターの表彰式】

市民ワークショップ

市民ワークショップは、計画の策定に際して、市民のまちづくりに対する意識の高揚を図るとともに、幅広い市民の意見を計画に反映することを意図して開催しました。

市民ワークショップは、市域を7地域15地区に分けて行った地域別ワークショップと、市域全体を対象にした全体ワークショップ(3回)を開催しました。

〔地域別ワークショップ〕

地域別ワークショップの開催は、第1回目は、市域全域の15地区で行い、第2回目は主に都市計画区域を中心にした8地区で行いました。

第1回目の地域別ワークショップでは、地域の"良いところ"、"悪いところ"を抽出し、整理するとともに、"将来像"や"こんなまちならいいね"を提言していただきました。

第2回目では、都市計画区域を中心に「環境、レクリエーション、防災、景観」の4つの視点から、提言をいただきました。



【ワークショップの風景】



【ワークショップの発表風景】



【地域別ワークショップ開催地区】 網掛けは2回目を開催

〔全体ワークショップ〕

第1回では、地域別ワークショップの結果を踏まえて、広い視点から地域をみて"良いところ"や"悪いところ"、"将来像"や"こんなまちならいいね"を提言していただきました。

第2回では、「地域の役割」「他の地域の役割」「地域どうしの役割」を考えていただき、「環境、レクリエーション、防災、景観」の4つの視点から提言していただきました。 第3回は、これまでのワークショップを総括しつつ、まちづくりの方向や将来像を検討し、実施すべきこと、取り組むべきことについて提言していただきました。

パブリックコメント

計画の素案について市民の皆様から広く意見を収集し、計画に反映させることを目的として、平成20年3月25日から4月24日までの間でパブリックコメントを実施しました。